

令和4年6月

伊那市議会定例会議案書

令和4年6月3日

令和4年6月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	3
議案第2号	伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例……………	6
議案第3号	伊那市山荘条例の一部を改正する条例……………	7
議案第4号	伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…	8
議案第5号	伊那市自動車運送事業駐車場条例……………	9
議案第6号	令和4年度伊那市一般会計第1回補正予算について……………	12
議案第7号	令和4年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第1回補正予算に ついて……………	13
議案第8号	令和4年度伊那市下水道事業会計第1回補正予算について……………	14

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月3日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

伊那市横山バイクパークの位置を改正するため、伊那市横山バイクパーク施設条例の一部を改正する条例を専決処分したものであります。

専 決 処 分 書

伊那市横山バイクパーク施設条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分する。

令和4年5月24日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市横山バイクパーク施設条例の一部を改正する条例

伊那市横山バイクパーク施設条例（令和 4 年伊那市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「 7 2 7 7 番地 1 4 1 2 」を「 7 2 2 7 番地 1 4 1 2 」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

伊那市福祉医療費給付金条例（平成 18 年伊那市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とする。

附 則

この条例は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

福祉医療費給付金の支給対象の範囲を拡大するため、提案するものであります。

伊那市山荘条例の一部を改正する条例

伊那市山荘条例（平成18年伊那市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

藪沢小屋	伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272口林小班
------	------------------------

」を

「

藪沢小屋	伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272口林小班
馬の背ヒュッテ	伊那市長谷黒河内 黒河内国有林272ハ林小班

」に

改める。

第5条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 馬の背ヒュッテ

ア 宿泊、休憩のための期間 毎年7月1日から10月31日まで

別表中「藪沢小屋」の次に「馬の背ヒュッテ」を加える。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

令和4年6月3日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

山荘を追加するため、提案するものであります。

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 206 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(4) 利用者駐車場の位置 伊那市長谷黒河内 2305 番地 1

附 則

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

自動車運送事業に附帯する駐車場事業を規定するため、提案するものであります。

伊那市自動車運送事業駐車場条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、伊那市自動車運送事業の設置等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 206 号）の規定に基づき、伊那市自動車運送事業の利用者駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用期間等)

第 2 条 駐車場の供用期間は、伊那市自動車運送事業の市営バスの運行に関する規程（平成 18 年伊那市公営企業管理規程第 16 号）第 4 条に規定する運行期間とする。ただし、自動車運送事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 駐車場の供用時間は、終日とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用区分)

第 3 条 駐車場の使用区分は、単位時間による駐車とし、駐車 1 回につき 1 月を限度とする。

(自動車の種別)

第 4 条 駐車場を使用することのできる自動車は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に認めた自動車は、駐車場を使用することができる。

(使用の許可)

第 5 条 駐車場を使用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、前項の許可について必要な条件を付することができる。

3 管理者は、第 9 条各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を停止させ、又は許可を取り消すことができる。この場合において、駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）に生じた損害については、管理者は、その責めを負わない。

(使用料)

第 6 条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の納入方法)

第 7 条 使用料の納入方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

(1) 認証機

(2) 管理者が指定する割引券

(3) その他管理者が認める方法

(使用料の減免)

第8条 管理者は、特別な理由があると認めるときは、第6条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用の制限)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載している場合で特に危険と認められるとき。
- (2) 物品の販売その他これに類する行為をしようとするとき。
- (3) 駐車場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を破損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、施設等に損害を与えた場合には、管理者が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(賠償の責任)

第11条 管理者は、管理上の責めに帰すべき事由によらざる駐車中の事故については、その賠償の責めを負わないものとする。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、駐車場内において次の事項を守らなければならない。

- (1) 火気に注意すること。
- (2) 安全を図り徐行すること。
- (3) 整然と駐車し、施錠すること。
- (4) 貴重品を車内に置かないこと。
- (5) 常に、清掃及び美化に注意するとともに、近隣の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第6条関係）

駐車場使用料

区分	使用料
5日以内	1,000円
5日を超えるとき	5日までごとに1,000円

備考

- 1 使用料は、1台1駐車区画に係る金額とする。
- 2 1時間以内の使用は、無料とする。
- 3 普通自動車以外の駐車場所については、管理者が別に定める。

令和4年6月3日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

自動車運送事業に附帯する駐車場事業について必要な事項を定めるため、提案する
ものであります。

令和4年度伊那市一般会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度伊那市一般会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和4年6月3日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和4年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和4年6月3日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 4 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 6 月 3 日提出

伊那市長 白 鳥 孝